宮前保育園２階屋上テラス改修工事

図面リスト	
図面番号	図　面　名　称
Ａ － １	改修特記仕様書（１）
Ａ － ２	改修特記仕様書（２）
Ａ － ３	改修特記仕様書（３）
Ａ － ４	附近見取図，配置図，改修概要
Ａ － ５	【改修前】平面図
Ａ － ６	【改修後】平面図
Ａ － ７	【改修前】２階屋上テラス平面詳細図
Ａ － ８	【改修後】２階屋上テラス平面詳細図，ステンレス製門扉詳細図
Ａ － ９	【改修前】，【改修後】断面詳細図
Ａ －１０	仮設計画図

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
田邊	前岡	濱口	松本

FUTAGAWA
ARCHITECTURE & PRESERVATION CO.,LTD,
(株)二川設計
１級建築士事務所高知県知事登録　第２９６号
〒780-0002　高知県高知市重倉１４７７番地１
TEL：(088)845-6611　FAX：(088)846-3847
管理建築士　１級建築士 大臣登録 第３２９８７８号　二川博太

DRAWN BY	CHECKED BY	PROJECT TITLE	SCALE	SHEET No.
	二川 博太	宮前保育園２階屋上テラス改修工事 DRAWING TITLE 図面リスト	(A3版は70%縮小)	

2024.04

宮前保育園２階屋上テラス改修工事　　特記仕様書

Ⅰ　工　事　概　要

1．工事場所　　高知市宮前町139番地2

2．工事種目　　【園舎】　木造　２階建て　延べ面積 1,240.20㎡
　1）　防水改修　　一式
　2）　屋上改修　　一式
　　①２階屋上テラス デッキ床板撤去、人工木材中空デッキ材新設
　　②２階屋上テラス 防滑性ビニル床シート(外部用)新設
　　③２階屋上テラス 門扉新設

3．関連工事等　　・電気設備工事　・機械設備工事　・ガス設備工事　・昇降機設備工事　・植栽工事
　・合併処理装置設置工事　・外構工事

4．概成工期　　・完成期限の(　　)日前　(　令和　　年　　月　　日)

5．部分使用(工事請負契約書第34条第1項)
　令和　年　月　日からは、全ての室内部分を使用する。

Ⅱ　建　築　工　事　仕　様

1．特記仕様
　1)　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
　2)　特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。⊙印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
　　⊙印と㊙印の付いた場合は、共に適用する。
　3)　特記事項に記載の(　　)内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　　特記事項に記載の[　　]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　　特記事項に記載の<　　>内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

2．適用基準等
　図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。
　⊙公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　(令和４年版)
　㊙公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　(令和４年版)
　※ 建築工事標準詳細図　(令和４年版)
　・敷地調査共通仕様書　(令和４年版)
　⊙建築物解体工事共通仕様書　(令和４年版)

3.「週休２日制モデル工事」の実施について
　⊙対象　(・ 発注者指定型　⊙ 受注者希望型)
　本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休２日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休２日制モデル工事」実施要領（営繕工事編）による。
　(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)
　・対象外（理由：　　）

項　目		特　記　事　項
一般共通事項		
①	工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注，変更，完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズ テクリス登録等に関する規約」による。 [1.1.4]
2	総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。
3	総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。 [1.2.3]
④	工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 [1.2.4] また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。
⑤	工事写真	工事写真はＬ版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し１部提出する。(A4版台紙) [1.2.4] 撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和５年版)」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国営建技第14号(令和５年３月１日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。
⑥	下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。
7	電気保安技術者	適用する。 [1.3.3]
⑧	施工条件	施工日及び施工時間　※ 1.3.5(1)(7)による。 [1.3.5] ・ ・施工順序　・図示 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※　仮囲内　⊙　図示 その他の施工条件 ⊙資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。 ⊙昼寝時間帯(12時から15時)は解体作業を行わないこと。 ⊙図示
⑨	交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。 ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等　・令和　年　月　日から令和　年　月　日までの間は　名常駐する。 ・作業日は　名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。 ⊙監督職員と協議し、適宜配置する。

項　目		特　記　事　項
		配置人員の資格 ・１名以上／１班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(１級又は２級)を配置する工事。 ※ 交通誘導に関し、１名以上／１班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

資格	資格要件	配置人数
１、２級交通誘導警備検定合格者 (交通誘導警備員Ａ)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの	人
交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等 (交通誘導警備員Ｂ)	警備業法における指定講習を受講したもの 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第２条第１項第２号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が１年以上であるもの	5 人

なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。
また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。

⑩	工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。
⑪	統括安全衛生管理義務者の指名	労働安全衛生法第30条第２項に基づき指名をする。
⑫	発生材の処理	産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、 [1.3.12] 事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに１台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのＥ票の写しを提出する。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのＢ２票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにＥ票の写しを提出する。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引渡しを要するもの　(・　　) ・現場再利用を図るもの　(・　　) ⊙再資源化を図るもの　(※コンクリート　※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材　※アスファルトコンクリート　) 特別管理産業廃棄物の施工計画調査 ※行う　・行わない 分析調査 ※ 施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う(　　)・行わない

・ＰＣＢを含む機器類	
・変圧器 ・コンデンサ ・蛍光灯，ＨＩＤ灯器具の安定器 ・その他(　　)	
・ＰＣＢ含有シーリング材	
・廃油	
・廃酸　廃アルカリ	
・臭化リチウム水溶液 ・電池の溶解液	
・ダイオキシン類	

⑬	再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)	再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）により作成し、提出は以下による。 a) コブリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jacic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式１）を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式２）を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後５年間保存する。
⑭	工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。
⑮	契約保証	※ 金銭的保証方式　・
⑯	前払金支出割合区分補正	・有　⊙無
⑰	証明書の提出(グリーン購入法)	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。 木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。 [1.4.2]
18	石綿含有建材の調査	事前調査の報告　一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる 事前調査範囲　※ 改修範囲　・ [1.5.1] 貸与資料　※ 有　(・既存の設計図書　・　) ・無 分析調査　※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う　(調査建材使用部位　調査建材名　検体数　) 分析方法　※定性分析　・ 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。

19	施工数量調査	調査範囲　※ 図示　・改修建物の外壁、軒天、パラペット　・ [1.6.2] 調査方法　※ 外部足場を使用した目視及び打診　・ 破壊部分の補修方法　※ 現状に復旧　・ 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)
20	技能士及び技能資格者	※ 適用する　(○：一級，●：二級) [1.7.2][1.7.3]

工事種別	技能検定の作業の種別
・仮設工事	※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)　・
・鉄筋工事	※ ○鉄筋組立て作業　・
・コンクリート工事	・○コンクリート圧送工事作業　・○型枠工事作業
・鉄骨工事	※ ●とび作業
・ブロック・ALCパネル工事	・○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーエルシーパネル工事作業
・防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ・○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業　・○シーリング防水工事作業 ・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・○ＦＲＰ防水工事作業
・石工事	※ ○石張り作業　・
・タイル工事	※ ○タイル張り作業　・
・木工事	※ ○大工工事作業　・
・屋根及びとい工事	・○かわらぶき　・●スレート工事作業　・○内外装板金作業
・金属工事	・○鋼製下地工事作業　・(単一)金属製バルコニー工事作業
・左官工事	※ ○左官作業　・
・建具工事	・○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作　・○ガラス工事作業
・カーテンウォール工事	※ ○金属製カーテンウォール工事作業　・
・塗装工事	※ ○建築塗装作業　・
・内装工事	・○プラスチック系床仕上げ工事作業　・○壁装作業 ・●カーペット系床仕上げ工事作業　・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業
・植栽工事	※ ○造園工事作業　・
・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業 ・

適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。

21	化学物質の室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、 [1.7.9] 報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド　※ トルエン　※ キシレン　※ エチルベンゼン ※ スチレン　※ パラジクロロベンゼン　・　・ 測定箇所　(　　)箇所　施工前・施工後（計　回測定） 測定対象室　(　　) なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 １ 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。 ２ 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 ３ 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。
㉒	直接仮設の養生	内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はＦ☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。
㉓	建築材料等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)　公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。 県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。　なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。 注１：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。 ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。 注２：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。
㉔	特別な材料の工法	公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。
25	風圧力	本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。 風速(Vo)：　※　38m/sec　・36m/sec　地表面粗土区分：　※　Ⅲ　・Ⅱ
㉖	仕上面の出隅処理	内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部(家具を含む)　6㎜程度 コンクリート、モルタル部　20㎜程度 鉄部、金属部　3㎜程度 建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。

FUTAGAWA ARCHITECTURE & PRESERVATION CO.,LTD,
(株)二川設計　１級建築士事務所高知県知事登録　第２９６号
〒780-0002　高知県高知市重倉１４７７番地１
TEL：(088)845-6611　FAX：(088)846-3847
管理建築士　１級建築士 大臣登録 第３２９８７８号　二川博太

高知市　都市建設部　公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
宮前保育園２階屋上テラス改修工事	中邊	岡	濱口	松本	A-1
図面名　改修特記仕様書（1）　2024.04　縮尺　1／	作図　令和７年　９月　日				

項目	特記事項

27 事業損失補償

※現場説明書による。 ・

㉘ 完成時の提出図書

・完成図(作成範囲 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図 ・仕上表) [1.9.1][1.9.2]
・完成図(ＣＡＤデータの提出 ※する(CD-R等) ・しない)
・保全に関する資料(提出部数 ※２部 ・ 部) [1.9.3]
上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。
また、工種別下請負者の一覧表を提出する。 [1.9.2]
⊙施工図、施工計画書
提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

29 完成写真

下表のものを監督職員に提出する。

位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原版の大きさ(mm)
・各室	手札版(Ｌ版)	※ 2 枚 ・ 枚	※ 1 部 ・ 部	・ 100 × 125以上
・外部	キャビネ版	※ 4 枚 ・ 枚	※ 1 部 ・ 部	・ 24 × 36以上
・外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠	※ 1 枚 ・ 枚	※ 1 部 ・ 部	
・	スライド		※ 1 部 ・ 部	

カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。
撮影箇所は監督職員と協議する。
上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等にて提出する。
画像形式等 フォーマット：JPEG 画質：標準 画像サイズ：1024×768ピクセル程度

30 別途設備工事との取合い

施工範囲
・貫通孔、開口部の補強 ※下表 ・図示
・壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※下表 ・図示
・駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ
・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・

補強種別		内容
貫通孔、開口部の補強	梁	
	壁	
	スラブ	
壁切込み及び補強		
天井切込み及び補強		

31 撤去部分

コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。

㉜ 不当要求等への対応

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。
a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。
b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。
c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。
d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

33 消防計画

工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。

㊹ 工事特性等

受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。
また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。

仮設工事（改修）

① 足場その他

内部足場 ※ きゃたつ、足場板等 ・ [2.1.3][2.2.1][表2.2.1]
外部足場 ※ 本足場 ・
外部足場の養生 ※ 図示 ・防護シート ⊙メッシュシート ・防音シート ・防音パネル
材料、撤去材の運搬方法 ・Ａ種 ※ Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・Ｅ種
Ｃ種の場合 利用可能なエレベーター(※図示 ・)
Ｄ種の場合 利用可能な階段(※図示 ・)
・屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。
本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。

② 養生

⊙既存部分の養生 ※ ビニルシート，合板等 ・ [2.3.1]
⊙既存家具、既存設備等の養生 ※ ビニルシート等 ・
・既存ブラインド、カーテン等の養生、保管場所 ※ 図示
・固定された備品等の移動 ※図示
・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。

3 仮設間仕切り（屋内）

設置箇所 ※ 図示 [2.3.2][表2.3.1]
間仕切り種別 ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ※ Ｃ種
Ａ種、Ｂ種の場合
仕上げの材種 ※せっこうボード 厚さ9.5mm ・合板(普通合板) 厚さ9.0mm
塗装仕上げ等 ・ 行う ※ 行わない
仮設扉設置箇所 ※ 図示 ・
仮設扉種別 ・合板張り木製扉程度 ・ 図示

④ 監督職員事務所

・設ける（ ㎡程度） ※設けない

項目	特記事項

5 監督職員の備品等

備品等の設置 [2.4.1]

備品の種類	机・椅子	書棚	黒板	ＰＣ	掛時計
数量	組	台	枚	台	個
備品の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯
数量	個	足	着	個	個
備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	湯沸器	加入電話付属器
数量	人用	台	個	台	台
備品の種類	掃除具				
数量	個				

⑥ 工事用水・電力

構内既存の施設(用水) ⊙利用できる (※有償 ・無償) ※利用できない
構内既存の施設(電力) ⊙利用できる (※有償 ・無償) ※利用できない

構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)～c)による。
a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。
b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。
c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。
また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。
構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)～c)に下記d)～e)を加える。
d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。
e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。

四国電力送配電㈱などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。

⑦ 仮囲い

※ 図示 ・

⑧ 仮設物撤去後の整地・跡片付け

※ 原形の復旧
・良土にて設計地盤まで盛土整地する。 範囲(図示) 厚さ( ) [2.5.1]

防水改修工事

① 降雨等に対する養生方法

※3.1.3(5)による ・ [3.1.3]

2 既存下地の処理

既存下地の補修箇所、範囲、数量等 ※ 図示 [3.2.6]
設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部等の納まり部の処理 ※ 図示(図示のない場合は監督職員と協議による)
・ 製造所の仕様による

3 アスファルト防水

屋根保護防水
防水層の種別 [3.3.2][3.3.5][表3.3.3～表3.3.6]

工法	種別	施工箇所	断熱材の厚さ	絶縁用シート	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・Ａ－１ ※Ａ－２ ・Ａ－３			※ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚さ0.1mm以上 ・ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ (70g／m2程度)	・乾式保護材 ・れんが押え ・コンクリート押え ・
・Ｐ１Ｂ	・Ｂ－１ ※Ｂ－２				
・Ｐ２Ａ１	・ＡＩ－１ ※ＡＩ－２ ・ＡＩ－３		厚さ：・ mm ・図示	※ ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ (70g／m2程度)	
・Ｐ１Ｂ１	・ＢＩ－１ ※ＢＩ－２				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ [3.3.2]
※ 表3.3.5及び表3.3.6による ・
絶縁工法のルーフィングの材料 [3.3.2]
・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート
種類及び厚さ
※ 表3.3.3及び表3.3.4による ・
・砂付あなあきルーフィング
押え金物の材質及び形状 ※ 図示 ・アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2]
・
乾式保護材 ・窯業系パネル (・Ｉ種 ※Ⅱ種) ・金属複合板 [3.3.5]
製造所 評価名簿による
立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置 [表3.3.4][表3.3.5]
・適用する ・適用しない
平場の保護コンクリート [3.3.5]
こて仕上げの場合 ※ 80mm以上 ・
床タイル張り等仕上げの場合 ※ 60mm以上 ・
コンクリートの仕上りの平たんさ [3.3.5] [表8.1.5]
※ ａ種 ・ ｂ種 ・ ｃ種
屋上排水溝 ・ 図示 ・ [3.3.5]

屋根露出防水
防水層の種別 [3.3.2][表3.3.7～表3.3.9]

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・Ｍ４Ｃ	・Ｃ－１ ※Ｃ－２ ・Ｃ－３ ・Ｃ－４			・高日射反射率塗料の適用	※ 製造所の指定による	
・Ｍ３Ｄ ・Ｐ０Ｄ	・Ｄ－１ ※Ｄ－２			・高日射反射率塗料の適用	※ 製造所の指定による	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・ＰＯＤ１ ・Ｍ３ＤＩ ・Ｍ４ＤＩ	・ＤＩ－１ ※ＤＩ－２		JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 種類：※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号又は2号 ・ 厚さ：・ mm ・図示	・高日射反射率塗料の適用	※ 製造所の指定による	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない

立上り部等の防水層撤去 ・行う ・行わない [表3.1.1]
立上り部等の保護層撤去 ・行う ・行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・行う ・行わない [3.2.6]
脱気装置の種類及び設置数量 ※ 製造所の指定とする ・
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合で、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※ 図示 ・

項目	特記事項

絶縁工法のルーフィングの材料 [3.3.2]
・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート
種類及び厚さ
※ 表3.3.3及び表3.3.4による ・
・砂付あなあきルーフィング
押え金物の材質及び形状 ※ 図示 ・アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2]

屋内防水 [3.3.3][表3.3.10]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	保護層
・Ｐ１Ｅ ・Ｐ２Ｅ	・E-2 ※E-2		・設ける ・設けない

E-1の場合で工程3を行う場合 ※貯水槽、浴槽等の常時水に接する部分
押え金物の材質及び形状 ※アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2]
平場の保護コンクリート [3.3.5]
こて仕上げの場合 ※ 80mm以上 ・
床タイル張り等仕上げの場合 ※ 60mm以上 ・
コンクリートの仕上りの平たんさ [3.3.5] [表8.1.5]
※ ａ種 ・ ｂ種 ・ ｃ種

4 改質アスファルトシート防水

防水層の種別 [3.4.2][表3.4.1～表3.4.3]

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・Ｍ４ＡＳ	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・高日射反射率塗料の適用	※ 製造所の指定による	
・Ｍ３ＡＳ ・Ｐ０ＡＳ	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・高日射反射率塗料の適用	※ 製造所の指定による	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・Ｍ３ＡＳＩ ・Ｍ４ＡＳＩ ・Ｐ０ＡＳＩ	・ASI-T1 ・ASI-J1		JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 種類： ※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材 2種1号又は2号 ・ 厚さ：・ mm ・図示	・高日射反射率塗料の適用	※ 製造所の指定による	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない

露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・行う ・行わない [3.2.6]
改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2]
※ 表3.4.1から表3.4.3による
粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2]
※ 表3.4.1から表3.4.3による
押え金物の材質及び形状 ※ 図示 ・アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.4.2]
・
脱気装置の種類及び設置数量 ※ 製造所の指定とする [3.4.3]

5 合成高分子系ルーフィングシート防水

[3.5.2][表3.5.1～表3.5.2]

工法	種別	施工箇所	厚さ(mm)	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率塗料の適用	備考
・ＰＯＳ ・Ｓ４Ｓ	・S-F1		※1.2	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・S-F2		※2.0 ・1.5			・	
	・S-M1		※1.5	・	※製造所の仕様による	・	
	・S-M2		※1.5			・	
・ＳＳＳ	・S-F1		※1.2	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・S-F2		※2.0 ・1.5			・	
・Ｍ４Ｓ	・S-M1		※1.5	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・S-M2		※1.5			・	
・ＰＯＳＩ ・ＳＳＳＩ ・ＳＡＳＩ	・SI-F1		※1.2	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・SI-F2		※2.0 ・1.5			・	
・Ｍ４ＳＩ	・SI-M1		※1.5	・	※製造所の仕様による	・	
	・SI-M2		※1.5			・	
・ＰＩＳ	・S-C1		※1.0				立上り保護ﾓﾙﾀﾙの塗厚 ・図示 ・7mm

断熱工法に用いる断熱材（SI-F1、SI-F2、SI-M1、SI-M2の場合） [3.5.2]

工法	材料	厚さ
機械的固定工法	JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 種類：※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号又は2号 ・	・ ・図示
接着工法	JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 種類：※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号又は2号 ・	・ ・図示

S-M2及びSI-M2の立上り面の工法及びシートの厚さ
工法： ※ 図示 ・接着工法（厚さ mm） ・機械固定工法（厚さ mm）
立上り部等の防水層撤去 ・行う ・行わない [表3.1.1]
立上り部等の保護層撤去 ・行う ・行わない
ＰＯＳ工法及びＰＯＳＩ工法(機械的固定工法)の立上り部等の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした場合の既存防水層の処理 ※3.2.6(4)(ウ)(g)による
固定金具の材質及び形状 [3.5.2]
材質 ※ 防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板またはそれらの鋼板の片面及び両面に樹脂を積層加工したもの
・
厚さ(mm) ※ 0.4以上 ・
S－M1及びS-M2の絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質 [3.5.2]
※発泡ポリエチレンシート ・
脱気装置の種類及び設置数量 ※ 製造所の仕様による [3.5.3]
SI-M1及びSI-M2の防湿用フィルムの設置 ※設けない ・設ける [表3.5.2]
プレキャストコンクリート下地の目地処理（接着工法の場合） [3.5.4]
・ 行う（ ・ 図示 ・ ） ・ 行わない
S-F1及びSI-F1のプレキャストコンクリート下地の入隅部増張り [3.5.4]
・ 行う（ ・ 図示 ・ ） ・ 行わない
一般部のルーフィングシートの張付けで機械的固定工法の場合
建築基準法に基づく風圧力の（※1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

FUTAGAWA ARCHITECTURE & PRESERVATION CO.,LTD.
(株)二川設計
1級建築士事務所高知県知事登録 第２９６号
〒780-0002 高知県高知市重倉１４７７番地１
TEL：(088)845-6611 FAX：(088)846-3847
管理建築士 1級建築士 大臣登録 第３２９８７８号 二川博太

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
宮前保育園２階屋上テラス改修工事	上邊	菅岡	濱口	松木	A-2
図面名 改修特記仕様書（2） 縮尺 1／	作図 令和７年 ９月 日				

項　目	特　記　事　項

6 塗膜防水

防水層の種別　[3.6.3][表3.6.1～表3.6.3]

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率塗料の適用	備　考
・ＰＯＸ ・Ｌ４Ｘ	・Ｘ－１ ・Ｘ－１Ｈ ・Ｘ－２ ・Ｘ－２Ｈ		※２成分形ｱｸﾘﾙｳﾚﾀﾝ樹脂系 ・ふっ素樹脂系 ・ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂系	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾞﾚﾝ　・設ける ・設けない
・Ｐ１Ｙ ・Ｐ２Ｙ	※Ｙ－２		・			保護層　・設ける ・設けない

絶縁工法における脱気装置の種類及び設置数量　※主材料の製造所の仕様による　・　[3.6.3]
ウレタン防水材 ※化学物質MOCAを含有しないもの

7 ＦＲＰ防水

ガラスマット　・1層タイプ　・2層タイプ
表面の仕上げ　・平滑　・粗面
押え金物の材質 ※アルミニウム　・
押え金物の寸法 ※図示　・

8 シーリング

シーリング改修工法の種類　[3.1.4][3.7.4～3.7.7][表3.1.2]
・シーリング充填工法　・シーリング再充填工法　・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　・ 適用する　[3.7.7]
エッジング材張り　・ 適用する

シーリング材の種類，施工箇所　[3.1.4][3.7.2][表3.7.1]
※下表による(下表以外は表3.7.1による)

種類(記号)	主成分による区分	施　工　箇　所
・ＳＲ－１	シリコーン系	
・ＳＲ－２		
・ＭＳ－２	変成シリコーン系	
・ＰＳ－２	ポリサルファイド系	
・ＰＵ－２	ポリウレタン系	
・		

仕上げを行わない箇所　(　　)　[表3.7.1]

シーリング材の目地寸法　[3.7.3]

箇所	打継ぎ/ひび割れ誘発目地	ガラス回りの目地	左記以外の目地
幅(mm)	※ 20以上　・	※幅及び深さ5以上[5.13	※ 10以上　・
深さ(mm)	※ 10以上　・	.3]による場合を除く)	※ 10以上　・

接着性試験
※ 簡易接着性試験　・ 引張接着性試験　⊙ 行わない

9 とい

材料　[3.8.2][表3.8.1]

材　種	寸　法	施　工　箇　所
・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)		※ たてどい
・ 硬質ポリ塩化ビニル管カラー(ｶﾗｰVP)		※ たてどい
・ 硬質塩化ビニル雨どい		※ 軒どい　・たてどい

とい受金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔　[3.8.2]
材種：※ステンレス製　・溶融亜鉛めっき　その他：※表3.8.2による
防露材のホルムアルデヒド放出量　※ Ｆ☆☆☆☆　・　[3.8.2]
既存のといその他の撤去　※ 図示　・　[3.8.3]
降雨等に対する養生方法　※ 監督職員と協議による　・図示
鋼管製といの防露巻き　・表3.8.4による　・
たてどい受金物の取付け　・図示　・
ルーフドレンの取付け　・水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する。

10 アルミニウム製笠木

種類　・オープン形式(　・押出250形　・押出300形　・押出350形)　[3.9.2][表3.9.1]
・板材折曲げ形 (　・オープン形式　・シール形式)
本体幅(　　)mm　板厚(※2.0　・　　)mm
表面処理　種別　表5.2.2による (　　) 種
色合い等　※標準色　・
既存の笠木等の撤去　・行う(範囲　※図示　・　　)　・行わない　・一時取外し再取付け[3.9.3]
新規アルミニウム製笠木の下地の補修工法　※ 図示　・
板材折曲げ形笠木の取付方法　※ 図示
笠木の固定金具の固定工法
建築基準法に基づく風圧力の (※1　・1.15　・1.3) 倍の風圧力に対応した工法

11 保証書(シーリング除く)

受注者、施工者、材料製造所連名による 10 年保証(完成届提出日より15日後から)

12 高日射反射率塗料塗り

JIS K 5675 (屋根用高日射反射率塗料) に適合するもの、または、グリーン購入法の高日射反射率防水に適合する保護塗料とする。

⑬ FRPシート複合防水

飛火大臣認定品
(※既存防水：アイカ工業(株)　ジョリエースFRP防水工法)

屋上改修工事

① 防滑性ビニル床シート(外部用)

t=2.5　端部シーリング処理

② 人工木材中空デッキ材

W=145, t=25 (屋外用)
メーカー仕様による

③ 屋上テラス全体の清掃

デッキ床板、大引撤去後に水洗い工法　[4.5.4]

④ ステンレス製門扉

図示

項　目	特　記　事　項

項　目	特　記　事　項

FUTAGAWA ARCHITECTURE & PRESERVATION CO.,LTD,
(株)二川設計
1級建築士事務所高知県知事登録　第２９６号
〒780-0002　高知県高知市重倉１４７７番地１
TEL：(088)845-6611　FAX：(088)846-3847
管理建築士　1級建築士 大臣登録 第３２９８７８号　二川博太

高知市　都市建設部　公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
宮前保育園２階屋上テラス改修工事	田邊	宮岡	酒井	松木	A-3
図面名　改修特記仕様書 (3)　2024.04　縮尺　1/	作図　令和７年　９月　日				

附近見取図

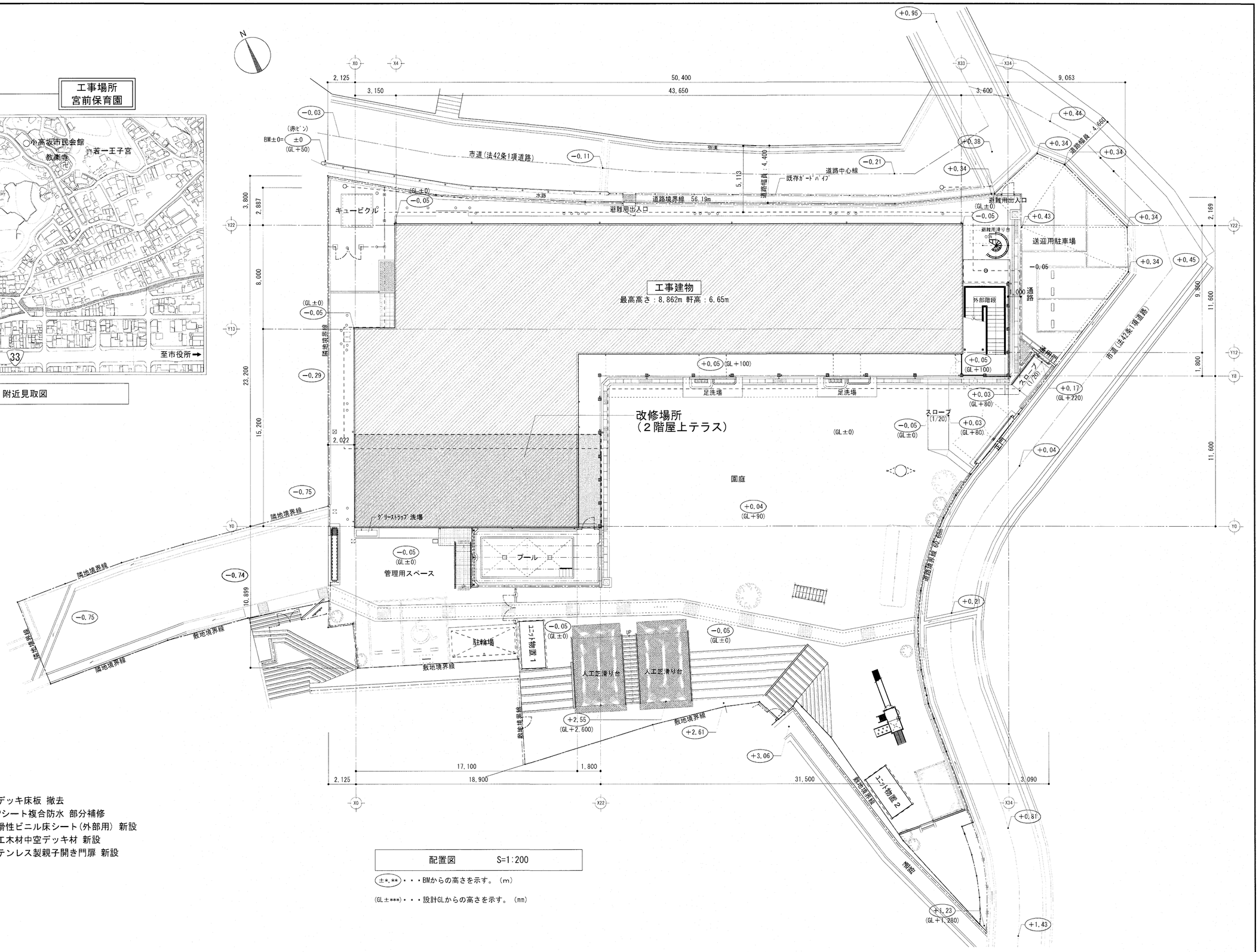

改修概要

・２階屋上テラス 既存デッキ床板 撤去
　FRPシート複合防水 部分補修
　防滑性ビニル床シート（外部用） 新設
　人工木材中空デッキ材 新設
　ステンレス製親子開き門扉 新設

配置図　S=1:200

(±*.**)・・・BMからの高さを示す。（m）

(GL±***)・・・設計GLからの高さを示す。（mm）

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
田邊	竹園	濱口	松本

FUTAGAWA
ARCHITECTURE & PRESERVATION CO.,LTD.

(株)二川設計
１級建築士事務所高知県知事登録　第２９６号
〒780-0002　高知県高知市重倉１４７７番地１
TEL：(088)845-6611　FAX：(088)846-3847
管理建築士　１級建築士 大臣登録 第３２９８７８号　二川博太

DRAWN BY

CHECKED BY: 二川 博太

PROJECT TITLE: 宮前保育園２階屋上テラス改修工事

DRAWING TITLE: 附近見取図, 配置図, 改修概要

SCALE: 1：200（A3版は70%縮小）

SHEET No.: A-4

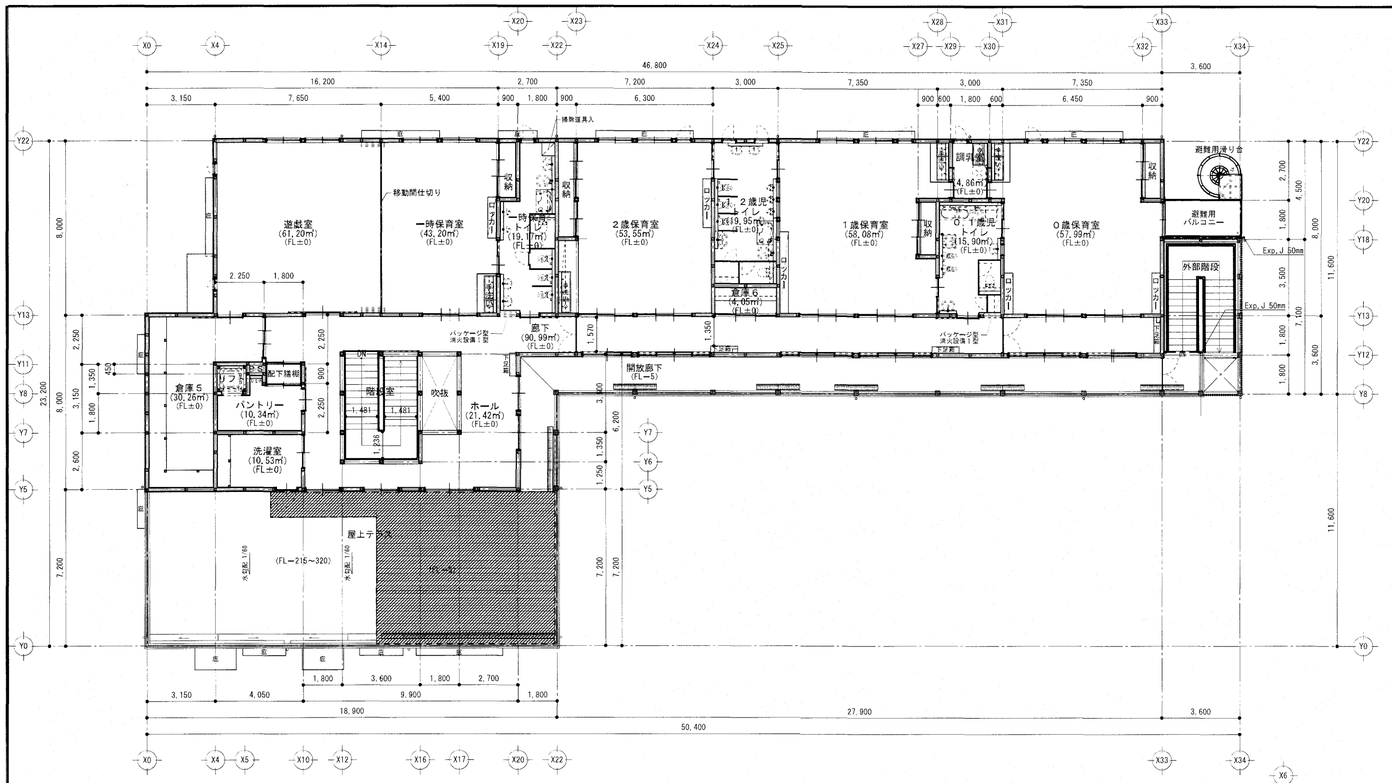

【改修前】２階平面図　　S=1:200

・・・ウッドデッキ撤去範囲を示す。

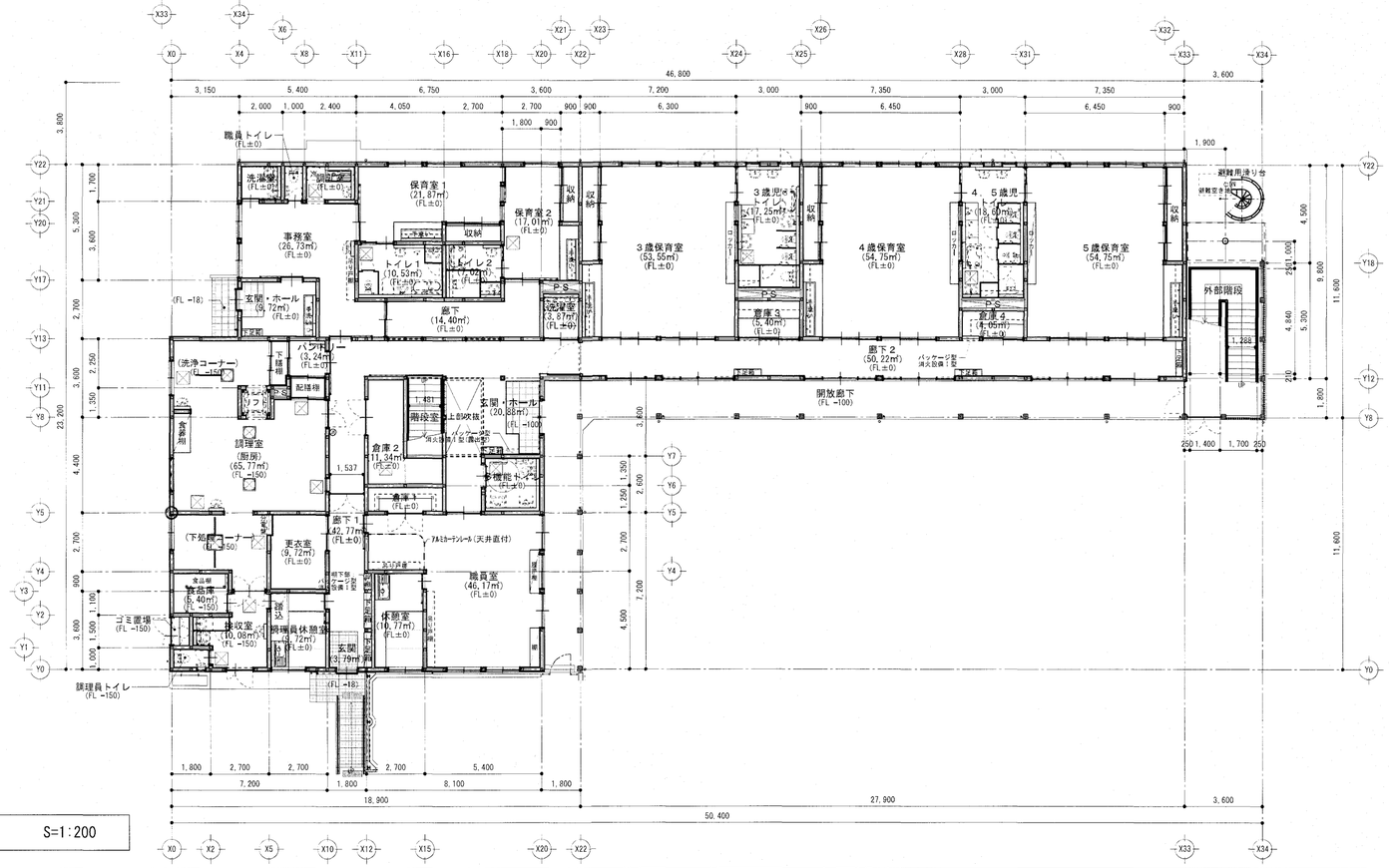

【既存のまま】１階平面図　　S=1:200

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
中澤	管岡	濱口	松本

FUTAGAWA
ARCHITECTURE & PRESERVATION CO.,LTD.

(株)二川設計
1級建築士事務所高知県知事登録　第２９６号
〒780-0002　高知県高知市重倉１４７７番地１
TEL：(088)845-6611　FAX：(088)846-3847
管理建築士　1級建築士 大臣登録 第３２９８７８号　二川博太

DRAWN BY	CHECKED BY	PROJECT TITLE	SCALE	SHEET No.
	二川 博太	宮前保育園２階屋上テラス改修工事	1 : 200	A-5
		DRAWING TITLE 【改修前】平面図	(A3版は70%縮小)	

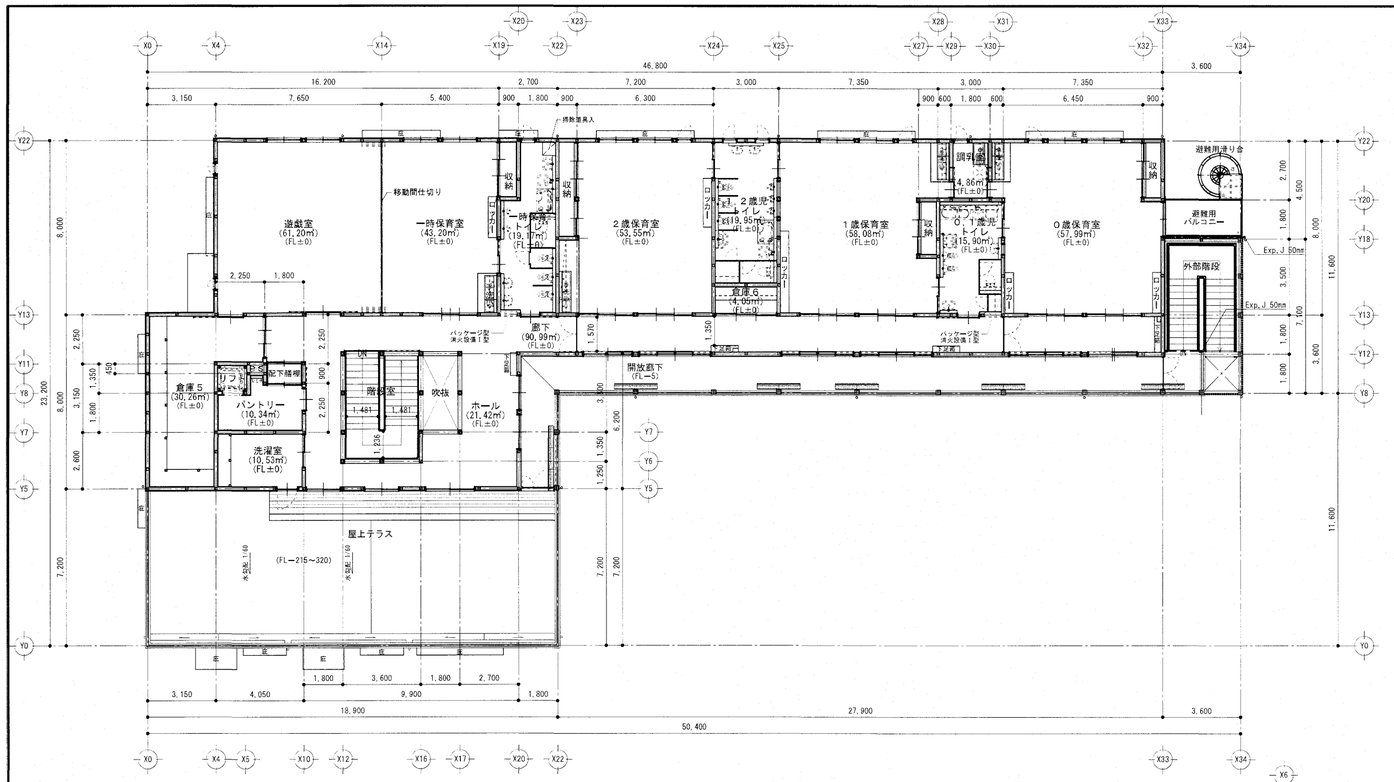

【改修後】２階平面図　S=1:200

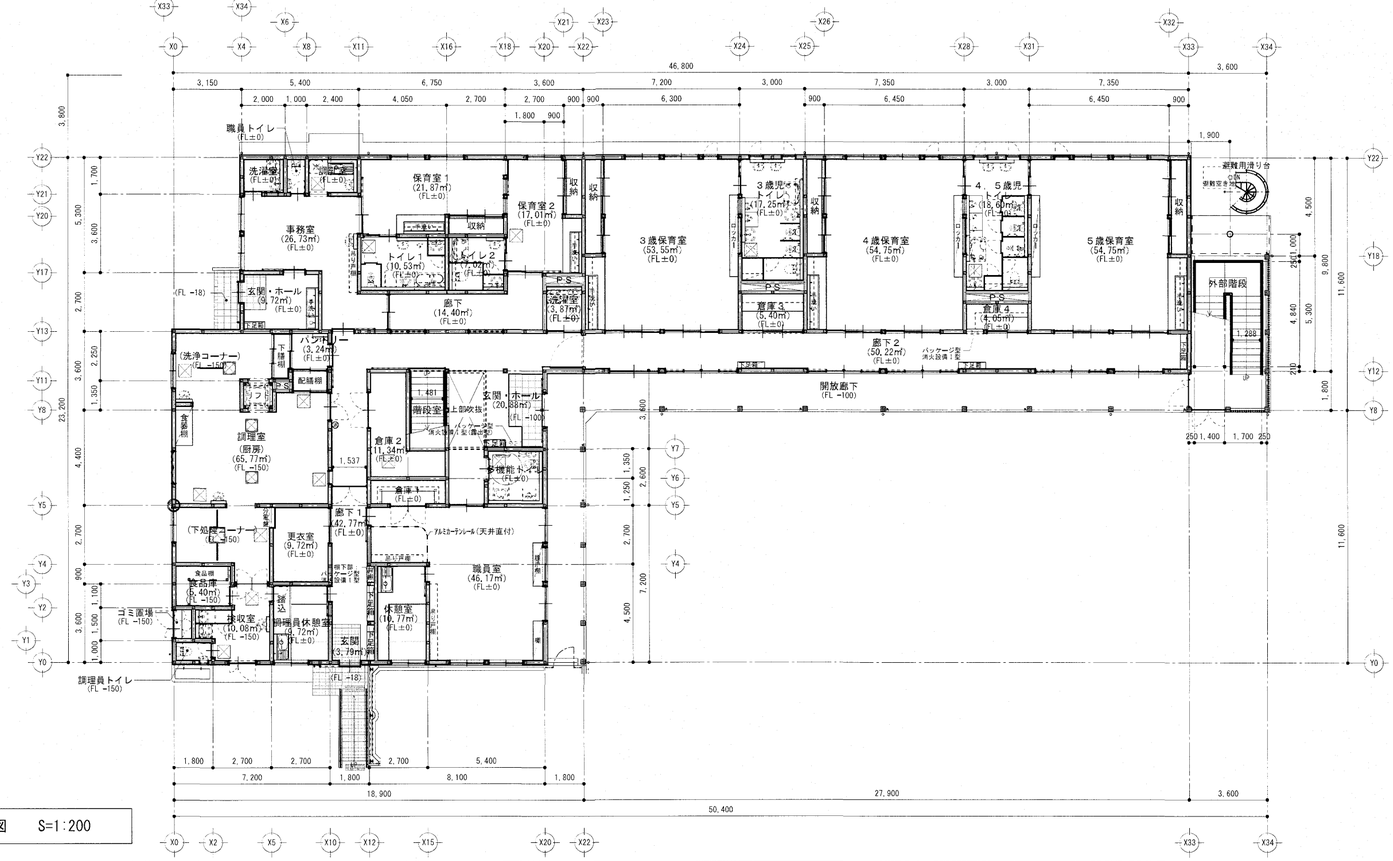

【既存のまま】１階平面図　S=1:200

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
日浦	菅岡	濱口	松本

FUTAGAWA
ARCHITECTURE & PRESERVATION CO.,LTD.

(株)二川設計
1級建築士事務所高知県知事登録　第２９６号
〒780-0002　高知県高知市重倉１４７７番地１
TEL：(088)845-6611　FAX：(088)846-3847
管理建築士　1級建築士 大臣登録 第３２９８７８号　二川 博太

DRAWN BY	CHECKED BY	PROJECT TITLE	SCALE	SHEET No.
	二川 博太	宮前保育園２階屋上テラス改修工事	1 : 200	A-6
		DRAWING TITLE 【改修後】平面図	(A3版は70%縮小)	

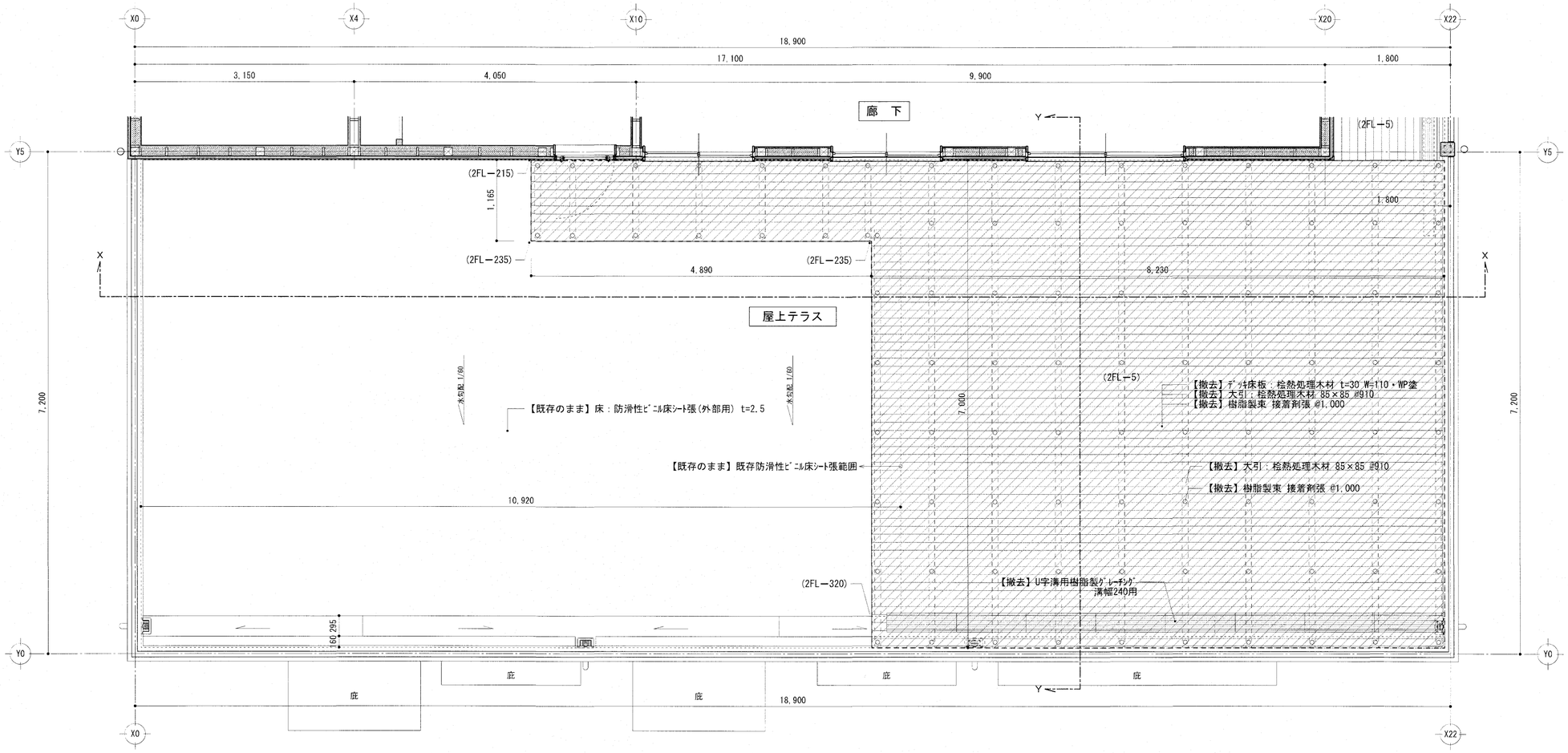

【改修前】２階屋上テラス平面詳細図　S=1:50

[///]・・・撤去範囲を示す。
※デッキ床板、大引撤去後、屋上テラス全体に水洗い工法を施すこと。

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
中澤	菅岡	濱口	松木

FUTAGAWA
ARCHITECTURE & PRESERVATION CO.,LTD,

(株)二川設計
１級建築士事務所高知県知事登録　第２９６号
〒780-0002　高知県高知市重倉１４７７番地１
TEL : (088)845-6611　FAX : (088)846-3847
管理建築士　１級建築士 大臣登録 第３２９８７８号　二川博太

DRAWN BY

CHECKED BY
二川 博太

PROJECT TITLE
宮前保育園２階屋上テラス改修工事

DRAWING TITLE
【改修前】２階屋上テラス平面詳細図

SCALE
1 : 50
(A3版は70%縮小)

SHEET No.
A-7

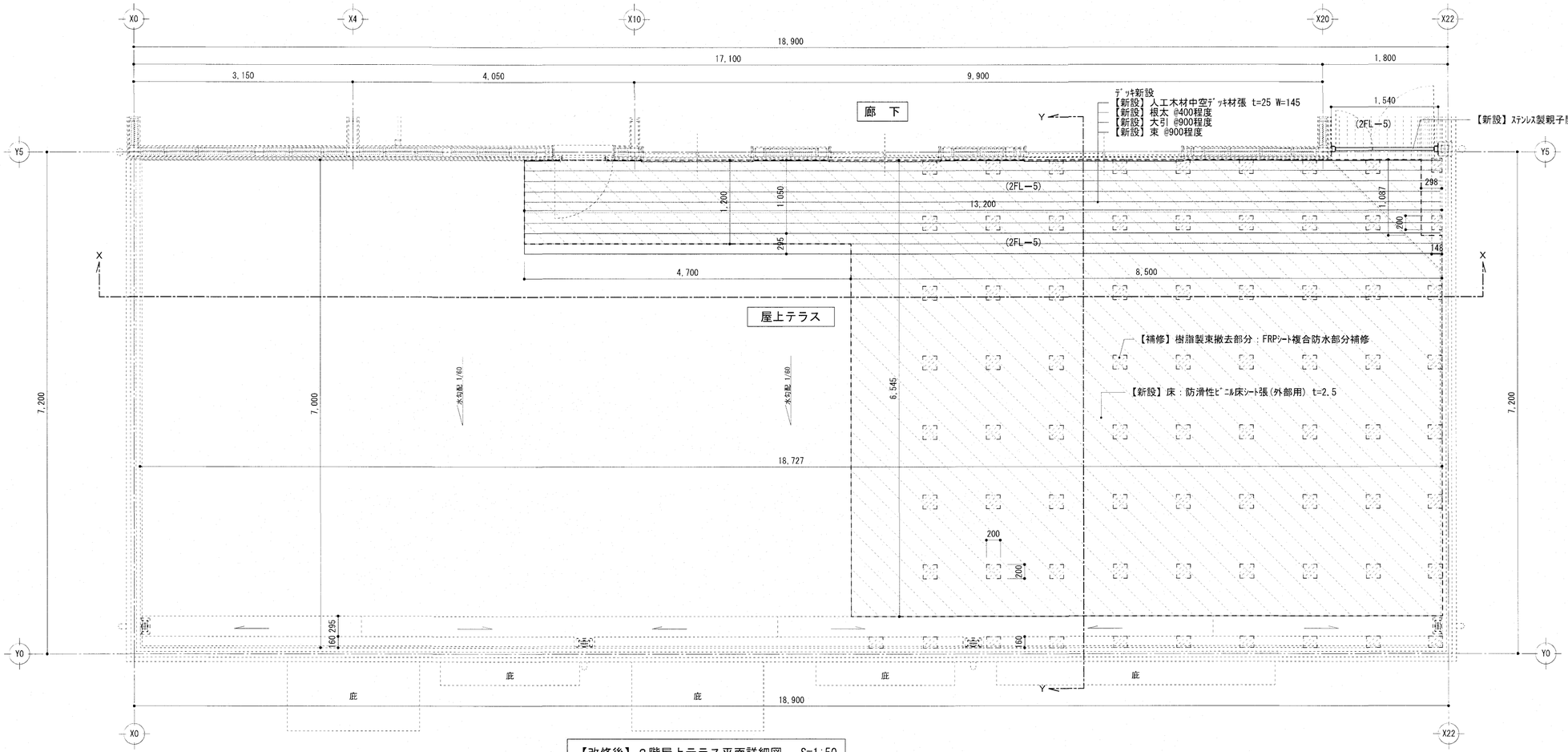

【改修後】２階屋上テラス平面詳細図　S=1:50

・・・FRPシート複合防水部分補修範囲を示す。

・・・防滑性ビニル床シート張(外部用) t=2.5 新設範囲を示す。
防滑性ビニル床シート端部は全周シーリング(MS-2)処理とする。

■デッキ新設の仕様

- デッキ材　：人工木材中空デッキ材 W=145 t=25(リブ加工)
- 幕板　：人工木材中空デッキ材 t=25(幕板用)
- 根太　：根太 @400程度(材質：メーカー仕様による)
- 大引　：大引 @900程度(材質：メーカー仕様による)
- 束　：水勾配調整プレート付 @900程度(材質：メーカー仕様による)
- 幕板受け下地：幕板受け下地 @400程度(材質：メーカー仕様による)
- 目地材　：コイン落下防止目地材
- その他　：メーカー仕様による

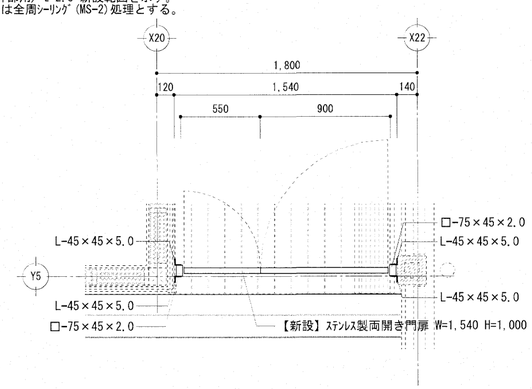

ステンレス製親子開き門扉平面図

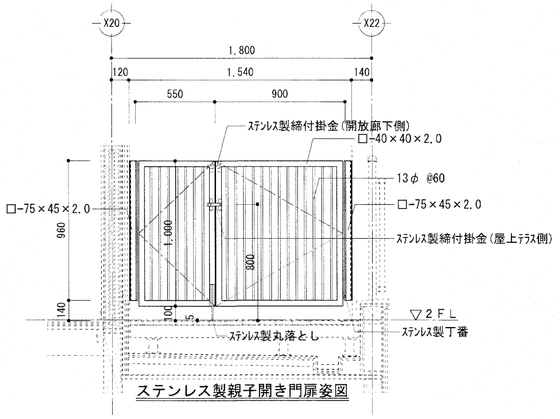

ステンレス製親子開き門扉姿図

表面仕上：#400
材　質：SUS304
金　物：ステンレス製丁番 4か所、ステンレス製締付金物 2か所、ステンレス製丸落とし
※ステンレス製締付金物(屋上テラス側)設置位置は、園児の手が届かない位置を確認の上、決定する。

ステンレス製門扉詳細図　S=1:30

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
中邊	前田	濱口	松木

FUTAGAWA
ARCHITECTURE & PRESERVATION CO.,LTD.

(株)二川設計
1級建築士事務所高知県知事登録　第２９６号
〒780-0002　高知県高知市重倉１４７７番地１
TEL：(088)845-6611　FAX：(088)846-3847
管理建築士　1級建築士 大臣登録 第３２９８７８号　二川博太

DRAWN BY	CHECKED BY	PROJECT TITLE	SCALE	SHEET No.
	二川 博太	宮前保育園２階屋上テラス改修工事	1：30 1：50	A-8
		DRAWING TITLE 【改修後】２階屋上テラス平面詳細図, ステンレス製門扉詳細図	(A3版は70%縮小)	

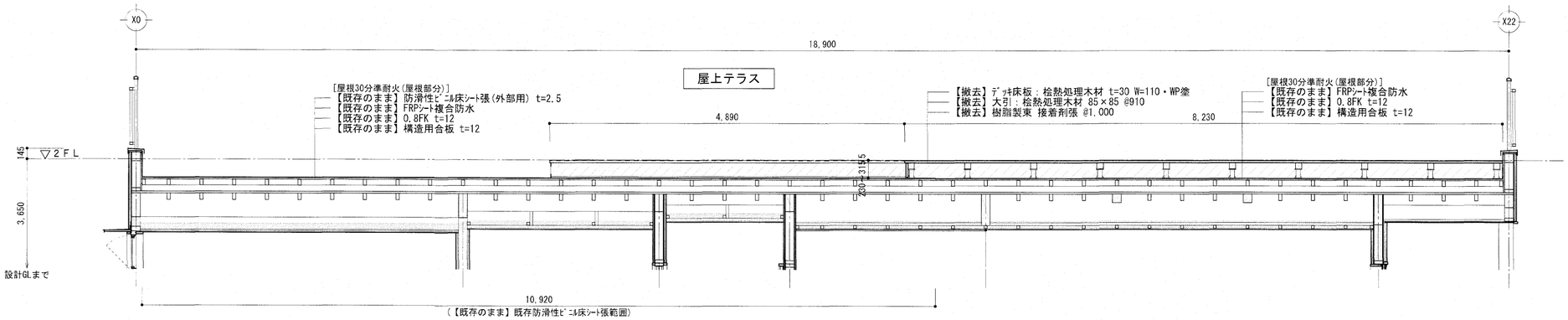

【改修前】Ｘ－Ｘ断面詳細図　S=1:50

[- -]・・・撤去範囲を示す。

※デッキ床板、大引撤去後、屋上テラス全体に水洗い工法を施すこと。

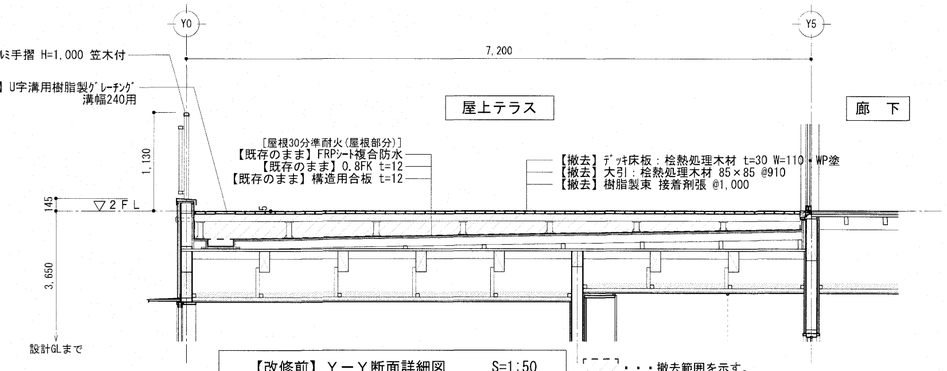

【改修前】Ｙ－Ｙ断面詳細図　S=1:50

[- -]・・・撤去範囲を示す。

※デッキ床板、大引撤去後、屋上テラス全体に水洗い工法を施すこと。

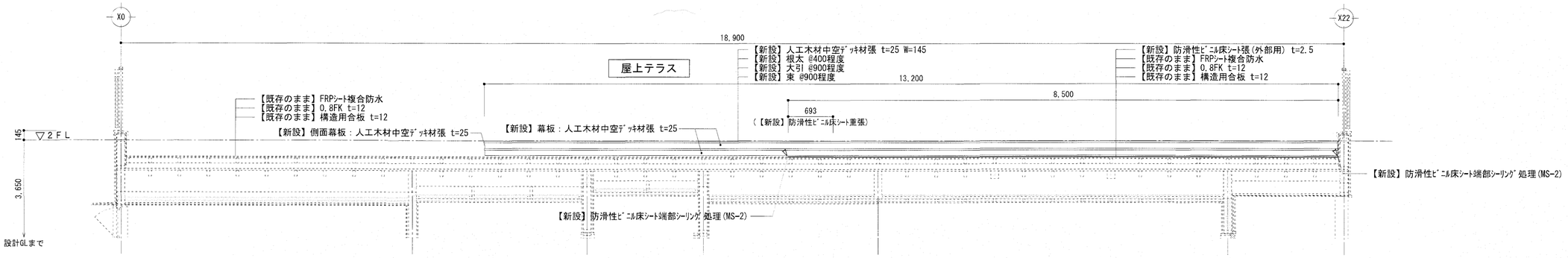

【改修後】Ｘ－Ｘ断面詳細図　S=1:50

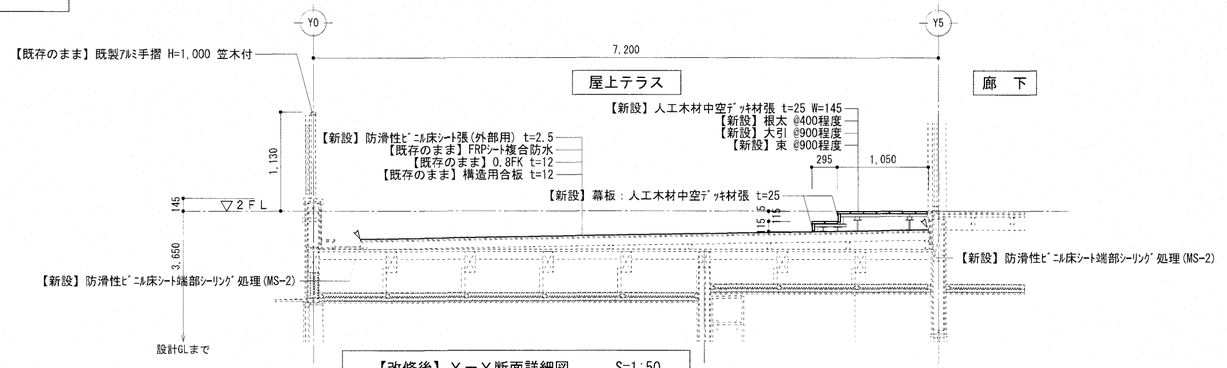

【改修後】Ｙ－Ｙ断面詳細図　S=1:50

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
田邊	豊岡	濱口	松本

FUTAGAWA
ARCHITECTURE & PRESERVATION CO.,LTD.

(株)二川設計
1級建築士事務所高知県知事登録　第２９６号
〒780-0002　高知県高知市重倉１４７７番地１
TEL：(088)845-6611　FAX：(088)846-3847
管理建築士　1級建築士 大臣登録 第３２９８７８号　二川博太

DRAWN BY

CHECKED BY: 二川 博太

PROJECT TITLE: 宮前保育園２階屋上テラス改修工事

DRAWING TITLE: 【改修前】,【改修後】断面詳細図

SCALE: 1：50 (A3版は70%縮小)

SHEET No. A-9

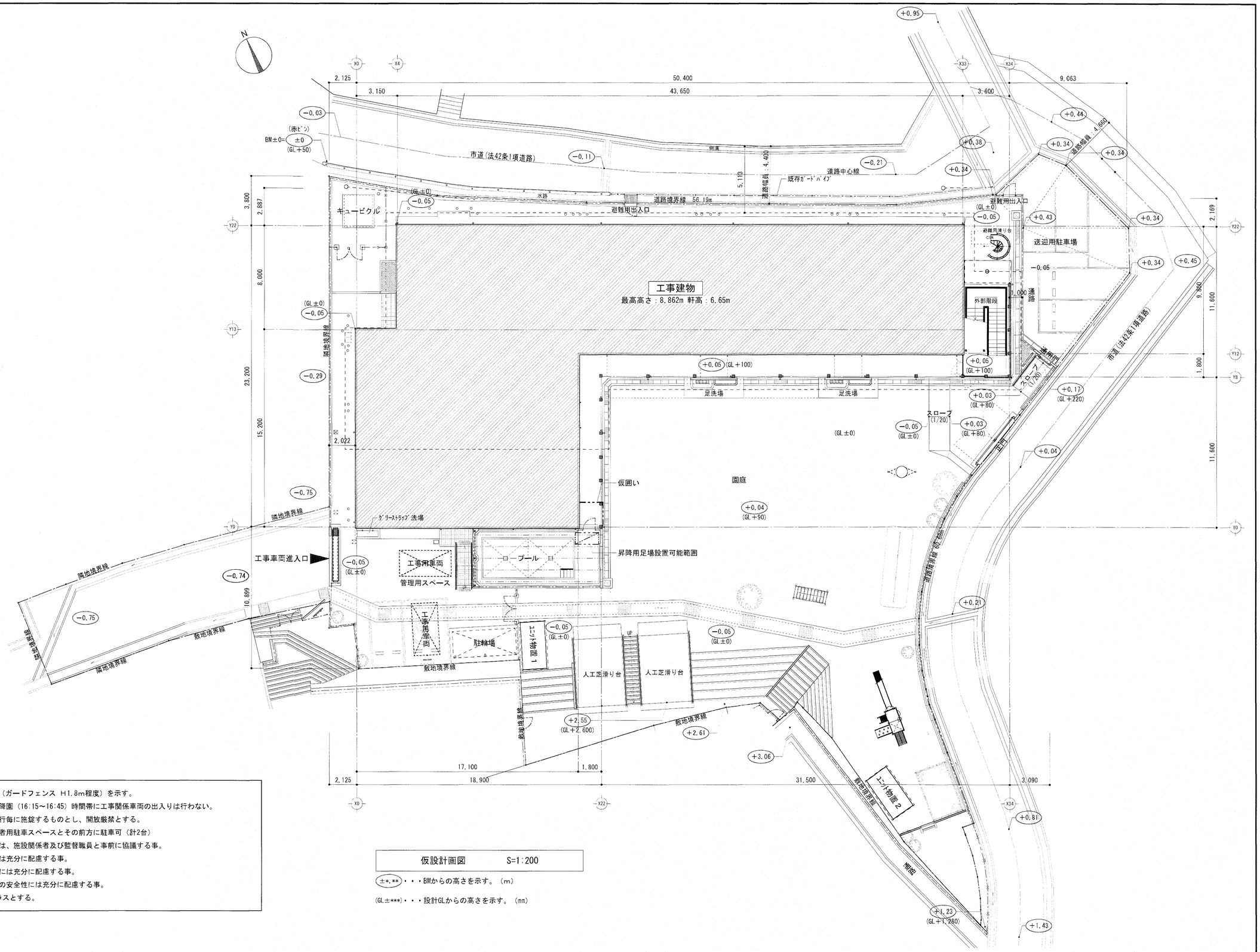

■特記事項

---・・・仮囲い（ガードフェンス H1.8m程度）を示す。
※登園（8:30～9:00）及び降園（16:15～16:45）時間帯に工事関係車両の出入りは行わない。
※仮囲い及び園内門扉は通行毎に施錠するものとし、開放厳禁とする。
※工事車両については身障者用駐車スペースとその前方に駐車可（計2台）
※資機材の搬入出については、施設関係者及び監督職員と事前に協議する事。
※園児及び関係者の動線には充分に配慮する事。
※施工時の防塵・騒音対策には充分に配慮する事。
※構内移動時は、園関係者の安全性には充分に配慮する事。
※資機材置場は2階屋上テラスとする。

仮設計画図　S=1:200

(±*.**)・・・BMからの高さを示す。（m）

(GL±***)・・・設計GLからの高さを示す。（mm）

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
田邊	菅岡	濱口	松末

FUTAGAWA
ARCHITECTURE & PRESERVATION CO.,LTD,

(株)二川設計
1級建築士事務所高知県知事登録 第２９６号
〒780-0002 高知県高知市重倉１４７７番地１
TEL：(088)845-6611 FAX：(088)846-3847
管理建築士 1級建築士 大臣登録 第３２９８７８号 二川博太

DRAWN BY
CHECKED BY 二川 博太
PROJECT TITLE 宮前保育園２階屋上テラス改修工事
DRAWING TITLE 仮設計画図
SCALE 1：200 (A3版は70%縮小)
SHEET No. A-10